

三田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様な生き方や個性、価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現をめざし、性的マイノリティに係るパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した性的マイノリティ（性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。）である2人の者の関係をいう。

ア 互いの合意のみに基づいて成立し、互いが同等の権利を有し、互いの協力により維持される関係であること。

イ 互いに責任を持って、継続的な共同生活を行うこと。

(2) ファミリーシップ パートナーシップ関係にある者の子（養子を含む。以下同じ。）又は親（養親及びその配偶者を含む。）（以下「子等」という。）との家族の間関係であって、互いに家族として尊重し、協力し合う継続的な関係をいう。

(3) 宣誓 パートナーシップ・ファミリーシップにある者同士又はパートナーシップ・ファミリーシップを形成しようとする者同士が、市長に対し、互いのパートナー又はパートナー及び家族であることを誓うこと。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) パートナーシップ宣誓をしようとする両当事者（以下「両当事者」という。）が成年者であること。

(2) 両当事者の双方又はその一方が本市域内に住所を有している（本市域内への転入を予定している場合を含む。）こと。ただし、特別な事情があるとして市長が認める場合は、この

限りではない。

- (3) 両当事者に配偶者がいない、かつ、当該パートナーシップ宣誓に係る相手方以外の者と本制度及び他の自治体で実施している同様の制度でパートナーシップの宣誓又は登録をしていないこと。
- (4) 両当事者が民法(明治29年法律第89号)第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者(以下、「近親者」という。)同士でないこと。ただし、近親者以外の者と養親、養子の関係にある者同士の間においては、この限りでない。
- (5) 両当事者以外のファミリーシップ関係にある旨の宣誓をする者は、パートナーシップ関係にある者の子等であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(以下「宣誓書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。本市域内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類)
 - (2) 全部事項証明書(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)
 - (3) 宣誓をしようとする者の本人確認資料の写し
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 ファミリーシップ関係にある旨の宣誓を行う場合において、15歳以上の子又は親を含む場合は、当該者の同意を必要とする。
- 3 宣誓書には、宣誓しようとする者が自ら署名しなければならない。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合に限り、宣誓書において通称名を使用することができる。

(パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の証明)

第6条 市長は、宣誓書を提出した者が第3条に規定する要件を満たしていると認めたときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(以下「受領証」という。)及びパートナ

ーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード(以下「受領証カード」という。)を交付することによりパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の受領証明を行う。

- 2 前条の規定により通称名を使用したときは、戸籍に記載されている名前(外国人の場合は、これに準ずるもの)を受領証及び受領証カードの裏面に記載するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本市との間でパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定を締結している自治体(以下「協定自治体」という。)からパートナーシップ宣誓に係る受領証及び受領証カードの交付を受けた者が本市に転入した場合にあっては、当該転入者の申告に基づき本市の受領証及び受領証カードを交付することができる。

(受領証等の再交付)

第7条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証又は受領証カードを紛失、き損、又は汚損等したときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証又は受領証カードの再交付を申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証又は受領証カードを再交付するものとする。

(パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓内容の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかにパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届(以下「変更届」という。)に変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記した受領証又は受領証カードを発行するものとする。この場合において、変更前の受領証又は受領証カードは、回収するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届を提出するとともに、受領証及び受領証カードを市長に返還しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消された場合

(2) 宣誓者双方が本市域外に転出した場合(協定自治体に転出した場合を除く。)

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年10月11日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。